

議案第41号 小松島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

- ・学校教育法の改正により本条例中の引用条文に条ずれが生じることから、所要の改正を行うもの。

小松島市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成24年小松島市条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>改正</p>